



VI ● 化学物質による環境汚染を減らすために

- 1 .市民・企業・行政のそれぞれの役割
- 2 .PRTRデータを活かす
 - (1) 私たちにできること
 - (2) 化学物質アドバイザー制度や環境カウンセラー制度を利用する
 - (3) 行政や企業とリスクコミュニケーションする
 - (4) 行政や企業と一緒に、対策について話し合ったり、計画を立てたりする
- 3 .PRTRデータの活用例
 - (1) 市民
 - (2) 企業
 - (3) 行政

1. 市民・企業・行政のそれぞれの役割

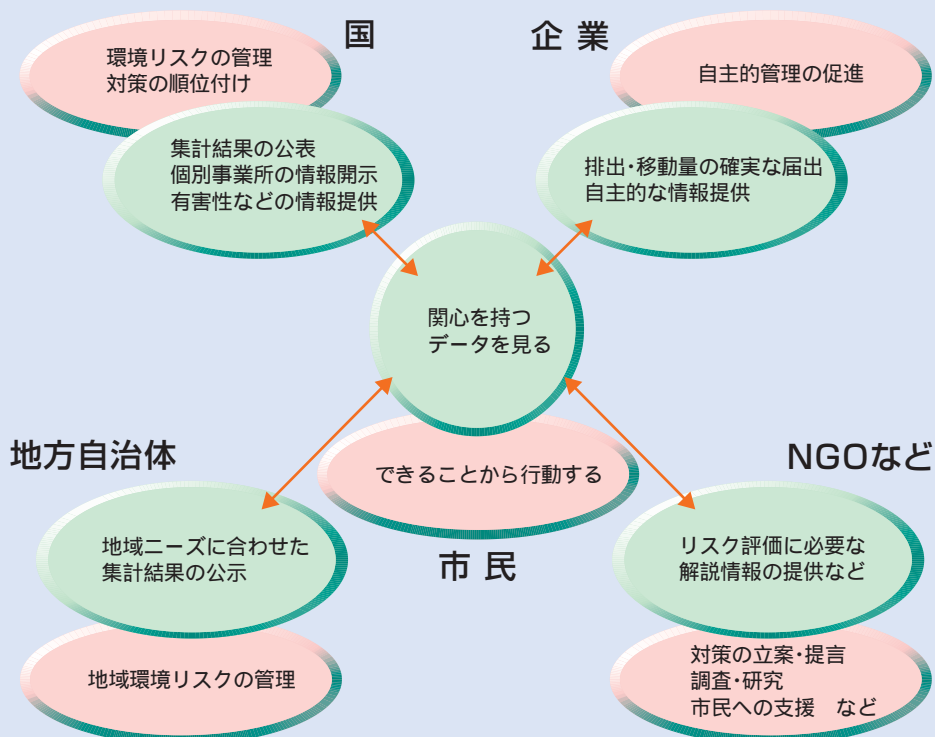
PRTR制度によって、どんな化学物質がどれだけ排出されているのかという情報を誰もが入手できるようになります。PRTR制度は、個々の物質を規制するのではなく、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、地域全体で化学物質による環境汚染を削減していくことを目指した仕組みです。これまで主に行政と企業の間で対策が進められてきた個別物質ごとの規制とは異なり、市民にも環境汚染を減らす取組に積極的に参加することができるようになります。

PRTR制度は、簡単に言えば「化学物質の排出、移動量に関する情報を集計し、公表する」というだけのきわめて単純な制度です。この制度では、国や地方自治体などの行政と企業、そして市民やNGOが、それぞれの役割を果たしていかなければ、公表された情報は活かされません。

例えば、集計結果を公表したり、個別の事業所の情報を開示したりするのは国の役割です。企業は確実に届出を行うことに加え、自主的に情報提供を行うといった役割を担っています。市民は、まず身の回りの化学物質に少しでも関心を持ち、公表されたデータを見るのが期待されます。

また、市民や企業、行政は、PRTR制度によって明らかになった排出量や移動量の情報を利用して、それぞれの立場で化学物質による汚染を減らすための取組を進めていくことになります。行政は、どの化学物質から優先的に対策を行うか判断しながら国や地域の環境リスクを管理し、企業も、自主的に目標を設定して化学物質の削減を図ります。市民には、企業や行政の取組に目を配りながら、自らも毎日の暮らしを見直すなど、できることから行動を起こすことが求められています。

PRTR制度におけるそれぞれの役割



2 .PRTRデータを活かす

私たち市民がどうPRTRデータを活かすか考えてみましょう。

PRTR制度で情報が公表されるようになって、私たちが関心を持ってそれを見なければ制度を活かすことができません。毎年一人でも多くの市民がPRTRデータに目を通し、それをきっかけに自らの暮らしを見直したり、企業や行政とコミュニケーションを図ることが、社会全体で化学物質による環境汚染を減らしていく取組につながります。

一人ひとりの興味や関心に応じて、私たちは次のようなステップでPRTRデータを役立てることができます。



身のまわりの化学物質の
ことを知る



地域の人たちと化学物質に
関わる問題について話し合う



企業や自治体の人と
意見を交換する

(1) 私たちにできること

< 関心を持つ・データを見る >

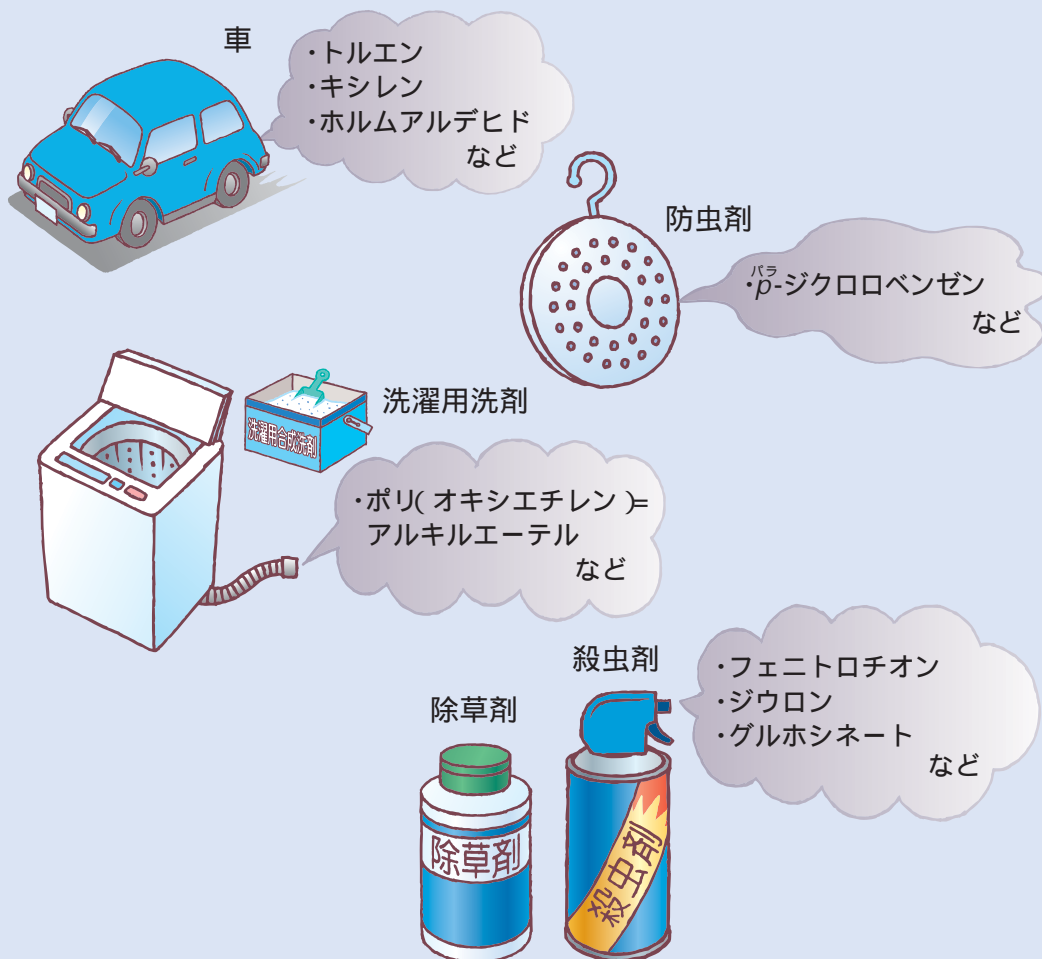
新聞やテレビのニュース、自治体の広報紙、企業や自治体の説明会など、PRTRの結果を目にする機会は少なくありません。まず、データを見ることから始めてみましょう。データのすべてを理解する必要はありません。実際にデータに触れてみて「難しい」「分からない」といった感想を持つことから始めても良いのです。

< 疑問に思ったことや分からないことを調べる >

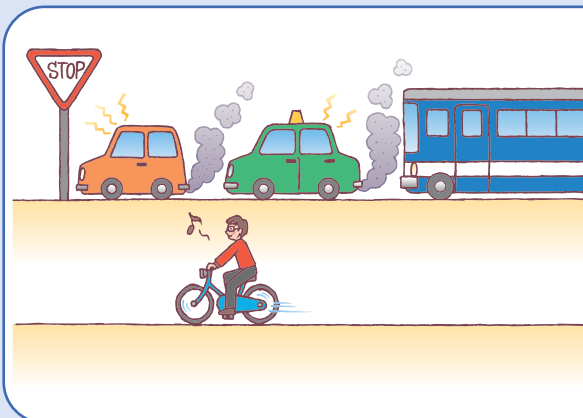
インターネットや図書館などを利用して自分で調べるだけでなく、同じような関心を持つ人たちと一緒に勉強会を開催する、企業や自治体の説明会などに参加し質問してみるといった方法があります。

< 毎日の暮らしを見直す >

PRTR制度では、家庭や自動車などから排出される化学物質の量も推計され、公表されます。例えば、ベンゼンは自動車の排ガスやガソリンなどに含まれますし、*p*-ジクロロベンゼンは家庭で使用される衣類防虫剤の主成分です。このように私たち自身の暮らしから排出される化学物質も少なくありません。



一人ひとりの暮らしのなかの小さな行動が積み重なり、地域全体としては大量の化学物質の排出につながっていることをほんの少しだけ意識して、できることから始めてみてはどうでしょう。



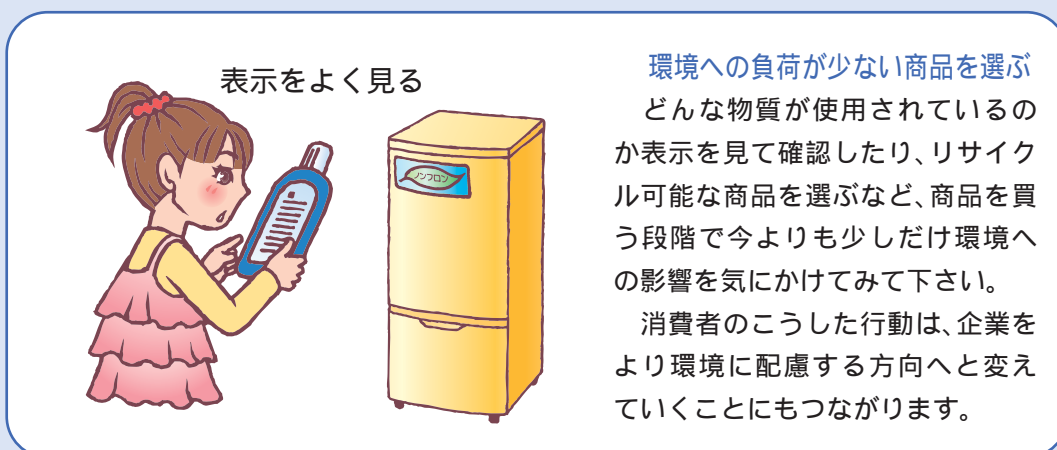
必要なものを必要な分だけ

化学物質をまったく利用せずに日常生活を送ることはできませんが、毎日の暮らしのなかで化学物質の使用や排出を減らす機会も意外と多いものです。まずは必要以上に買ったり、使ったりしないよう心がけてみて下さい。



捨てる時にはルールを守って

さまざまな化学物質を不注意に環境中に排出することのないよう、使った後は表示された方法に従って廃棄しましょう。



環境への負荷が少ない商品を選ぶ

どんな物質が使用されているのか表示を見て確認したり、リサイクル可能な商品を選ぶなど、商品を買う段階で今よりも少しだけ環境への影響を気にかけてみて下さい。

消費者のこうした行動は、企業をより環境に配慮する方向へと変えていくことにもつながります。

終わったらレポートを

アドバイザーの活動が終了したら、アドバイザーから渡される「化学物質アドバイザー結果報告書(依頼者用)」に必要事項をご記入の上、事務局に提出して下さい。

(化学物質アドバイザーパイロット事業の事務局)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-24

(社)環境情報科学センター内

化学物質アドバイザーパイロット事業事務局

TEL: 03-3265-3955 FAX: 03-3234-5407

E-mail: adviser@ceis.or.jp

<http://www.ceis3.jp/adviser/index.html>

費用の負担について(パイロット事業期間中のみ)

化学物質アドバイザーの交通費は一定の条件内であれば事務局から支給されます。化学物質アドバイザーへの謝金は事務局からは支給されませんので、依頼したグループと化学物質アドバイザー本人とでご相談下さい。支払う場合は「化学物質アドバイザー育成パイロット事業謝金規定・旅費規定」の範囲になります。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

以下では化学物質アドバイザーの派遣事例をご紹介します。

事例紹介1 化学物質アドバイザー

「市民グループの勉強会へ講師として派遣」

化学物質アドバイザーが第1回目に派遣されたのは、埼玉県内の市民グループにより主催された勉強会でした。PRTRデータの公表に伴い、市民にも化学物質に対する知識が必要になったことから、勉強会の講師として招かれました。

勉強会では、「PRTR」の意味や制度の概要だけでなく、PRTR導入の背景、データの公表により市民が分かる事を中心に、図表や絵を使った分かりやすいスライドを用いて解説しました。終了後、参加者からは、「分かりやすかった」、「質問の時間がもっと欲しかった」など大変好評でした。

事例紹介2 化学物質アドバイザー

「地域対話集会へインタープリター²として派遣」

化学物質アドバイザーには、上記のような勉強会講師の他に、インタープリターという役割があります。昨年の11月に、地域環境を作り上げることを目的に、行政、企業、市民が一堂に会し、情報を共有するための対話集会が開催されました。その場で、化学物質アドバイザーは化学等に関する専門的な情報を分かりやすく解説する役割で招かれました。集会では、企業からの説明だけでなく、第三者からの客観的な知識が化学物質アドバイザーから提供され、参加者同士の理解と対話の促進に貢献しました。

環境カウンセラー制度の利用

環境カウンセラーとは、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言など(= 環境カウンセリング)を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々で、2004(平成16)年4月現在、全国約3400名の登録があります。事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」と市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」に区分されており、化学物質を専門分野に持つカウンセラーも登録されています。

環境カウンセラーの依頼は、希望者が直接カウンセラーに連絡をとって行います。インターネットの環境カウンセラー登録者検索ページ(<http://www.eic.or.jp/counselor/search.html>)に、環境カウンセラーの氏名、生年月日、連絡先、専門分野、活動実績等が掲載されており、全国の環境カウンセラーを地域や専門分野といった条件で検索することができます。

また、地域ごとに「環境カウンセラー協(議)会」が組織されています。全国各地の協(議)会のリスト(<http://www.env.go.jp/policy/counsel/assc.html>)で、自分の住む地域の協(議)会に連絡すると、依頼内容に応じた適任のカウンセラーを紹介してもらうことができます。

カウンセリングに係る経費等、諸条件については、環境カウンセラーとカウンセリングの希望者の間でご相談下さい。

2. インタープリターとは、翻訳者ないしは解説者のことで、情報の受け手に理解できない内容や、市民だけで解決できない疑問が発生した際に、中立的な立場で市民に必要な情報を提供する役割があります(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/risk-com/seibi.htm)。